

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで

申立期間について、私は厚生年金の被保険者資格喪失後の昭和 58 年 9 月頃に、既に所持していた厚生年金手帳を持って B 市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。市役所では厚生年金手帳に国民年金の記号番号を書き入れてもらい、すぐに窓口で返してもらった記憶がある。国民年金保険料は金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後の昭和 58 年 9 月頃に B 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の交付を受けて、金融機関で保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、59 年 11 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人が、7 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4200

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで

私の国民年金保険料については、A区役所でもらった納付書で亡くなった妻が納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所でもらった納付書で、その妻が納付をしたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和36年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人が、13か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私は 20 歳になった昭和 43 年*月頃に国民年金に加入し、A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）に国民年金保険料を納付していた。50 年 10 月に結婚後、国民年金に未加入であった妻の加入手続を同市役所で行い、以後、同市役所に私が夫婦の保険料を一緒に納付しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年*月頃に A 市役所で国民年金に加入し同市役所に保険料を納付しており、50 年 10 月に結婚した後は同市役所に夫婦の保険料を納付していたとしているところ、申立人の A 市国民年金被保険者台帳では申立期間は納付済みとなっているにもかかわらず、オンライン記録では未納となっており、行政側の記録管理に不備が認められる。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとするその妻は、申立期間は保険料を納付しており、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間は保険料を納付しており、保険料の納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

私は昭和 50 年 10 月に結婚するまでは国民年金に加入していなかったが、結婚後、私の夫が A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）で私の国民年金の加入手続きを行い、以後、保険料は私の夫が夫婦の保険料を同市役所で納付しており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月に結婚した後、その夫が申立人の国民年金の加入手続きを A 市役所で行い、以後、同市役所にその夫が夫婦の保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、51 年 4 月頃払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人と一緒に保険料を納付したとするその夫は申立期間は納付済みとなっており、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで
私の国民年金は、時期は分からないが私の父がA市役所で加入手続をした。国民年金保険料も、20歳まで遡って父が納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料も申立人が20歳に到達した時点まで遡ってその父が納付したと聞いているとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は遡って納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間以降国民年金保険料の未納は無く前納期間もあることから、納付意識は高かったと考えられる上、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年1月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年1月28日まで
株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に得ていた給与額に比べて低いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成7年1月から同年12月までは34万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（8年1月28日）の後の同年2月21日付けで、7年1月1日に遡って標準報酬月額が26万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成8年1月28日付けで同社に係る被保険者資格を喪失している12人の同僚についても、同年2月21日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

なお、当該事実について、同社の代表取締役は既に亡くなっているため、確認することができなかった。

一方、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが商業登記簿において確認できるが、複数の同僚が「申立人は取締役の営業責任者で、会社の社会保険事務は代表取締役（故人）及び監査役（故人）が担当しており、当該事務手続に関わっていなかった。」と供述していることから、

取締役であっても申立人は当該遡及訂正処理に関わっていなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、係る処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、当初事業主が社会保険事務所に届け出た、平成7年1月から同年12月までは34万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 また、申立期間②における資格喪失日は昭和63年5月6日であると認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額に係る記録については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月16日から同年4月26日まで
(A株式会社)
② 昭和62年10月31日から63年5月6日まで
(B株式会社)

A株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額が事実と異なっている。給料支払明細書を持っているので訂正してほしい。

また、B株式会社については、同社が適用事業所となった昭和62年7月1日以降、63年5月頃に退職するまでの間、厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所の記録では62年10月31日に資格を喪失しておりおかしい。給与支給明細書では厚生年金保険料を控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が保管していた給料支払明細書から、申立

人はその主張する標準報酬月額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書の記載内容から、事業主が1万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、事業主が1万8,000円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果社会保険事務所は申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、被保険者資格記録照会回答票（資格記録）から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和62年10月31日）は、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった昭和62年10月31日以降の63年5月6日付けで、遡及して処理されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録により、申立人は申立事業所に昭和63年5月31日まで継続して勤務していることが確認できるとともに、そのうち63年2月分までは厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが申立人が保管していた給与支給明細書の記載から確認できることから、係る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、複数の同僚の被保険者資格記録照会回答票（資格記録）及び同（訂正・取消済資格記録）によれば、申立人と同じ昭和63年5月6日付けで、遡って、当初の資格を喪失した記録が取り消され、新たに62年10月31日に資格を喪失したとする処理が行われていることが確認できる上、複数の同僚及び当時の顧問社会保険労務士は、経営が悪化したため給与が遅配し、社会保険料の滞納があった旨を回答している。

一方、オンライン記録によれば、申立事業所は昭和62年10月31日付けで適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本により、申立期間②において法人格を有していることが確認できることから、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、複数の同僚から、申立人はCの機械加工をしており、総務や人事、社会保険関係業務には関わっていなかった旨の回答が得られており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、当該処理を遡及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間②に係る資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る資格喪失日を当該処理が行われた昭和63年5月6日に訂正し、当該期間の標

準報酬月額に係る記録については、給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から6年3月1日まで
A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年7月から5年6月までは53万円（厚生年金保険の上限額）と記録されていたところ、5年6月10日に、3年7月1日の随時改定及び同年10月1日並びに4年10月1日の定時決定を取り消した上で、当該期間について、53万円から8万円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、平成5年7月から6年2月までの標準報酬月額は、当初、5年7月1日の随時改定で53万円、同年10月1日の定時決定で53万円と記録されていたところ、同年10月22日に、同年7月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定を取り消した上で、当該期間について、標準報酬月額が53万円から8万円に遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、取締役である申立人について、A株式会社の元取締役及び同僚は、申立人は営業担当役員であり、厚生年金保険関係の届出等には関与していなかったと供述している上、申立期間当時において、厚生年金保険料等の滞納があったとも供述している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないこと

から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月20日から4年8月31日まで
申立期間のA株式会社における標準報酬月額の記録が30万円となっているが、当該期間の標準報酬月額は53万円であったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年8月31日）の後の平成4年9月11日付けで、4年8月1日の随時改定を取り消した上で、3年12月20日の資格取得時の標準報酬月額を遡及して30万円に引き下げている。

一方、商業登記簿によると、申立人は申立期間においてA株式会社の取締役であったことが確認できるが、申立人は申立期間において雇用保険に加入していることが確認できる上、申立人は工場長として現場作業の管理の業務に従事し、社会保険手続の業務には関与していないと主張しており、複数の同僚からも同様な供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成8年10月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に、同年10月から11年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から11年10月1日まで
有限会社Aに勤務した期間のうち、平成8年10月から11年9月までの標準報酬月額が、支給された給料から控除されている厚生年金保険料に見合った標準報酬月額と相違している。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年10月から10年9月までの期間は30万円、同年10月及び同年11月は32万円と記録されていたところ、同年11月27日付けで、8年10月に遡って9万2,000円に引き下げられ、11年9月まで継続していることが確認できる。

また、有限会社Aの事業主及び同僚二人については、オンライン記録から、申立人と同様に平成10年11月27日付けで8年10月に遡って標準報酬月額が当時の最低額である9万2,000円に引き下げられていることが確認できるところ、事業主は、「申立期間において社会保険料の滞納があり、当該遡及訂正処理に同意した。」と供述している。

さらに、同僚のうち一人は、「事業主が標準報酬月額の遡及訂正処理を行った。」と供述している上、他の同僚一人は、「社会保険事務所から同事業所に社会保険料の納付を促す電話が度々あった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年11月27日付けで行われた遡

及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について8年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年10月から11年9月までの標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、8年10月から10年9月までの期間は30万円に、同年10月から11年9月までの期間は32万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から9年1月31日まで
申立期間の標準報酬月額が50万円から14万2,000円に減額されていることに納得できない。当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が、申立期間当時勤務していた有限会社Aは、平成9年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は同日以降の同年2月28日に、7年10月1日及び8年10月1日の定時決定を取り消した上で、50万円から14万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は遡及訂正処理当時、有限会社Aの唯一の取締役であったが、申立人は、運送等の仕事に従事し、社会保険業務については関与しておらず、遡及訂正処理についても知らなかったとしている。

さらに、当時、有限会社Aで申立人以外に唯一の役員であった申立人の元妻である元監査役は、申立人は運送等の仕事に従事し、社会保険業務に関与しておらず、同業務に関する権限も無かったとしている。

加えて、有限会社Aの複数の元従業員は、同社に係る社会保険業務は上記元監査役が行っており、申立人は運送等の仕事に従事し、社会保険業務には関与していなかったとしている。

これらのことから、申立人は標準報酬月額の訂正手続に関する権限を有する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月10日

A株式会社の退職日は平成16年4月30日であるが資格喪失日が同年4月30日となっていたので、申立てをしたところ資格喪失日が同年5月1日と訂正され同年4月は被保険者期間となった。しかし、退職前の平成16年4月10日に支給された賞与が年金支給の記録となっていない。保険料を控除されているので、申立ての賞与を年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した賞与明細書から、申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、16万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は平成16年4月に社

会保険事務所（当時）に提出されていたが、当初、同年4月は当該事業所が申立人に係る資格喪失日を同年4月30日として誤って届け出たため被保険者期間とされていなかったところ、その後、申立人の資格喪失日が同年5月1日に訂正されて同年4月は被保険者期間になり、当該賞与記録は回復したものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

有限会社Aから支給された申立期間の賞与について、事業所の事務処理が遅れ、社会保険事務所(当時)に届出されたものの、厚生年金保険の年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された賃金台帳の記録から、申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は年金事務所に対して当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月16日に、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を届け出たことが確認できる上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に

係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年5月24日まで

A株式会社における申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受けていた給料より低い額に遡って訂正されている。自分はBの販売などの仕事に従事していたため標準報酬月額が訂正されたことは知らなかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、平成7年11月22日付けで、資格取得時の6年4月1日に遡って22万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、事業主は、「当時、会社は経営不振であったが社会保険料の滞納があったかどうかは分からない。標準報酬月額の訂正届は経理担当の従業員が行ったと思う。」と回答しており、経理担当者は、「当時、会社の経営は悪く社会保険料の滞納はあったと思うがよく覚えていない。標準報酬月額の減額訂正は社長の指示で自分の部下が行ったと思う。」と供述している。

また、オンライン記録によれば、平成7年11月22日付けで当該事業所の被保険者90人のうち一人を除き全員の標準報酬月額も申立人と同様9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、平成6年4月1日における当該事業所に係る申立人の雇用保険の資格取得時賃金は、上記訂正前の厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、平成7年11月22日に行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を、16年9月から17年8月までの期間を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年11月1日まで
厚生年金保険の加入状況を確認したところ、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い額となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人が提出した申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年9月1日までの期間について、

その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、平成16年9月から17年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出を誤ったとしていることから、事業主は給与明細書において控除されていたと認められる保険料額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成17年9月1日から17年11月1日までについては、給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び⑤について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に、申立期間⑤の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び⑤に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間③に係る標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち、平成 13 年 7 月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立期間③における標準報酬月額に係る記録を訂正し、申立期間③の当該期間の標準報酬月額の記録を 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③のうち平成 13 年 7 月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで
② 平成 13 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 平成 13 年 7 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで
④ 平成 14 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 15 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便で知ったが、A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務

していた当時の標準報酬月額が申立期間①については、38万円が36万円に、申立期間②については、38万円が36万円に、申立期間③及び④については、32万円が15万円に、申立期間⑤については、19万円が15万円に減額されている。

調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び⑤については、申立人が提出した給与明細書から、申立人は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額の支払いを受け、報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については38万円、申立期間⑤に係る標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、オンライン記録では、申立人の株式会社Bにおける申立期間に係る標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、平成14年4月18日付けで、13年10月1日の定時決定が訂正され、同年7月1日に遡及して訂正され、15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び当時事業所に勤務していた元同僚17人についても、オンライン記録によると、平成14年4月18日付けで、13年7月1日に遡って標準報酬月額から減額訂正されている。

さらに、平成22年11月15日付けの年金事務所への回答文書におい

て、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、経営が困窮しており、社会保険料の滞納もあることから、前社長が標準報酬月額の減額変更をした。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 14 年 4 月 18 日付けで行った遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、申立人について 13 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間③のうち、平成 13 年 7 月について、給与明細書(13 年 7 月分)により、上記訂正後のオンライン記録上の標準報酬月額より高い額に対応する保険料額(標準報酬月額 38 万円相当)が控除され、同記録上の標準報酬月額より高い額の給与(標準報酬月額 34 万円相当)を受けていることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を 34 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④については、申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、当該期間の申立人の給与において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められることから、当該期間については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成10年7月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から同年10月26日まで

A株式会社において、平成7年11月15日から10年10月25日まで厚生年金保険の被保険者だった。8年10月から10年6月までの標準報酬月額は職権訂正により回復したが、同年7月から同年9月までの標準報酬月額は38万円になっている。申立期間の標準報酬月額は給与明細書のとおり47万円だったので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、A株式会社の被保険者資格を取得した平成7年11月15日の取得時決定、8年10月1日及び9年10月1日の定時決定において47万円と10年7月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定において38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（10年10月26日）の後の同年11月11日付けで8年10月1日まで遡りこれらの記録を取り消した上9万2,000円に減額処理され、同日付けで喪失処理されていることが確認できる。その後、22年12月14日に職権により、8年10月1日及び9年10月1日の定時決定を47万円に、10年7月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定を38万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しているため事業主からの回答は得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和43年8月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和43年2月から同年7月までの標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月25日から同年8月1日まで

A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和43年2月25日になっているが、実際は同社の社員寮で生活しながら、同年7月末日まで同社B工場に勤務しており、この間に給料ももらっていたので申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚及び同社と一緒に勤務していたとする申立人の実兄の供述から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが推認できるが、オンライン記録では、昭和43年2月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、オンライン記録と同日の昭和43年2月25日と記載されているが、資格喪失日を一度記載後に上書きした形跡が見られる上、社会保険事務所（当時）における喪失処理年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月1日より後の同年11月8日に遡って処理されており、多数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、A社を申立人と一緒に退職したとしている申立人の実兄は、同社に係る事業所別被保険者名簿では昭和43年1月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、申立人同様に資格喪失日が上書きされ、遡っ

て喪失処理が行われている上、資格喪失後の同年2月分から同年8月分までの同社が発行した厚生年金保険料が控除された給与支給明細書を所持していること等から、社会保険事務所において、不適正な取扱いが確認できたとして資格喪失日に係る記録について同年8月1日に職権訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和43年8月1日より後の同年11月8日に、申立人が同年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年1月の社会保険事務所の被保険者記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年4月1日から18年5月1日までの期間に係る株式会社A（現在は、B株式会社）における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年5月1日から同年11月1日までの期間に係るB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成18年5月1日から同年7月1日までの期間に係るB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から18年11月1日まで

株式会社Aに勤務していたときの厚生年金保険の記録では、勤務していた期間のうち、平成17年4月から18年10月までの標準報酬月額が、会社から支給されていた給与の額（平成18年4月支給までは約22万円、同年5月以降の支給は約32万円）と大きく違っているため、正しい額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち、平成17年4月から18年4月までの標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたとこ

ろ、株式会社AがB株式会社と事業所の名称を変更した旨の届出がされた日（平成18年5月*日）に、17年4月1日に遡及して、申立人を含めた従業者10人及び既に退職していた者4人の標準報酬月額が訂正されており、申立人の標準報酬月額は9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、事業主は「会社を始めた頃から経営が苦しく、保険料を滞納するようになり、役員が社会保険事務所（当時）に行き、保険料の分割納入や納入時期を遅らせてもらう手続をしたことが何回かある。その後、建て直しのために会社に入ってもらった経営コンサルタントから、社会保険事務所と交渉して、滞納した保険料を少なくしてもらうことができると聞いたが、手続書類を作成した覚えはない。」と供述し、保険料の滞納を認めている。

さらに、年金事務所が保存していた滞納処分票から、事業主が、滞納保険料の納付について、社会保険事務所と頻繁に交渉を行っていた記載が認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の平成17年4月から18年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間のうち、平成18年9月及び同年10月における標準報酬月額については、オンライン記録において、申立人の資格喪失記録の処理日と同日の同年11月21日付けの定時決定から、9万8,000円と記録されていたことが確認できる。

しかしながら、年金事務所が保存していた当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届では、申立人の平成18年4月から同年6月までの報酬月額は10万円と記入されているものの、前述の滞納処分票の記録から、上記1の遡及訂正処理以後も、滞納保険料の納付に関して当該事業所と社会保険事務所が再三交渉していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、当該事業所の全喪年月日は平成18年11月25日となっており、前述の資格喪失処理及び定時決定処理と同年同月に行われていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成18年9月及び同年10月の標準報酬月額の記録については、上述の有効な遡及訂正処理とは認められない訂正処理に連動してなされた処理の結果であった

と考えられ、同年11月21日付けの定時決定に係る処理は有効な処理であったと認められないことから、申立人の同年9月及び同年10月の標準報酬月額、上記1の遡及訂正処理前の同年8月の標準報酬月額から22万円に訂正することが必要であると認められる。

- 3 申立人は、「会社名が変わった平成18年5月からの給料は10万円多くなった。しかし、実際には2か月分しか会社からもらっていない。その後の給与はもらえなかったので、未払賃金の立替払を受けた。」とした上で、18年5月から同年10月までの期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成18年5月及び同年6月のB株式会社における申立人の標準報酬月額については、労働基準監督署保存の同社に係る同年5月の給与台帳及び申立人提出の同年6月の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、32万円とすることが妥当であると認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与台帳及び給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、上記1の遡及訂正処理の結果から記録されているオンライン記録の標準報酬月額と一致していないことから、事業主は、給与台帳及び給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成18年7月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人及び複数の元同僚が「B株式会社の給与は、未払になっていた。」と供述しているところ、申立人が提出した未払賃金の立替払請求書及び18年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、同社に係る未払賃金について、労働基準監督署の認定を受け、独立行政法人労働者健康福祉機構から未払賃金の立替払金を受けていることが認められることから、当該期間当時、同社からは給与の支払が無かったものと認められる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 5 月まで

私は、20 歳になっても国民年金の意識は無く数か月が過ぎた頃に未払分の国民年金保険料の請求がまとめて来たので、アルバイトで貯めた預金を下ろして領収書は無いが一括して納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になってから数か月が過ぎた頃に未払の国民年金保険料の請求がまとめて来たので、アルバイトで貯めた預金を下ろして一括して納付したとしているが、申立人は、保険料の納付状況について、納付書の形式、納付書を送達した役所、納付書の枚数、納付時期などを覚えていないほか、納付場所を市役所、A 又は B 銀行とするなど納付場所の記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 3 年 7 月から同年 8 月にかけて払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入したと推認される平成 3 年 7 月に、当該時点で納付することが可能な元年 6 月から 3 年 3 月までの保険料を過年度納付した記録となっており、申立人は、このことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 53 年*月頃に、勤務していた会社の社長に国民年金の加入を勧められて加入し、申立期間の国民年金保険料は、同社長が給与から天引きして納付していたはずである。納付していた社長の所在が分からず詳しいことが分からないが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 53 年*月頃に、勤務していた会社の社長に国民年金の加入を勧められて加入し、申立期間の国民年金保険料は、同社長が給与から天引きして納付していたはずであるとしている。しかしながら、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 53 年*月頃に、誰がどのように国民年金の加入手続を行ったのか等の記憶が明確ではなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする会社の社長の所在も分からないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 53 年 4 月から 57 年 3 月までの保険料は時効により保険料を納付できない期間であり、57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した覚えは無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 72 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国

民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 61 年*月頃、母が私の国民年金の加入手続きしてくれた。当時、私は学生であり、昭和 62 年 4 月に就職することが決まっていたため、その国民年金加入期間は半年と短期間であったが、母はその期間の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 61 年*月頃に、その母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、その母は申立期間に係る国民年金保険料を、その両親の保険料と一緒に A 銀行（現在は、B 銀行）又は C 銀行（現在は、D 銀行）で税金等と一緒に納付したと具体的に供述しているものの、申立人は、昭和 61 年*月当時の年金手帳を所持しておらず、また、その母は当該手続きを行った際に年金手帳が交付された記憶は無いとしており、申立期間の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 5 年 8 月又は同年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録には、申立期間の国民年金被保険者資格取得及び喪失に係る記録は見当たらないことから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付できない

期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4203 (事案 2461 及び 3107 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 54 年 3 月までの期間及び平成 12 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 54 年 3 月まで
② 平成 12 年 6 月

申立期間①について、私が 20 歳になった時、母が国民年金の加入手続をしてくれた。母は、姉と私の保険料を毎月集会所に持参し納付してくれていたが、昭和 49 年頃から体調を崩し 59 年*月に他界した。私は、母が体調を崩した 49 年頃からは 3 人分の保険料を、母が他界した後は二人分の保険料を集会所に持参し納付した。55 年頃からは、A 銀行(現在は、B 銀行)に国民年金保険料を振り込んでいたが、しばらくして C 銀行に替えた。このように確実に納付していたのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

申立期間②について、D 市役所で厚生年金保険から国民年金に切り替えた時に、同市役所担当者から国民年金が 1 か月分抜けていることを教えられ、平成 12 年 7 月 1 日に E 社会保険事務所(当時)に行き、1 か月分の保険料を納付した。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 54 年 8 月 31 日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったとする母親は既に他界しており納付状況が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立期間①の頃に徴収員をしていた者が、

国民年金保険料の納付に関する証言をしてくれるはずであると主張して再申立てを行っているが、当該徴収員から保険料の納付を推定できるような証言を得ることはできない上、申立人に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、所轄のF年金事務所で昭和43年5月から54年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが申立期間①において申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、このほかに新たな事情は見当たらないことから、当該再申立てに対しても平成22年4月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして再々度の申立てを行っているが、当委員会において申立人に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、所轄のF年金事務所で昭和42年度から45年度までの国民年金手帳記号番号払出簿を再度閲覧調査したものの、申立期間①において申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人から聴取しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、平成12年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間②は国民年金の未加入期間であったと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づく21年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当該再申立てに対しても平成22年4月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして再々度の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から15年2月まで

私は平成15年3月からAに入るため、それまで未納となったままであった国民年金保険料を納付しておきたいと思い、実家の母からお金を借りて、15年1月から同年3月頃までの間にB市内又はC区内の郵便局で一括で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母からお金を借り、平成15年1月から同年3月頃までの間にB市内又はC区内の郵便局で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、お金を貸したとするその母は貸した金額及び貸した時期についての記憶は無く、申立人も納付した金額及び納付方法についての記憶が明確でないことから、納付状況等が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成12年度の国民年金保険料を13年12月20日に過年度納付していることから、当該過年度納付した分と申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録

漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 54 年 7 月までの期間、55 年 12 月から 57 年 11 月までの期間及び 58 年 12 月から 60 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月から 54 年 7 月まで
② 昭和 55 年 12 月から 57 年 11 月まで
③ 昭和 58 年 12 月から 60 年 1 月まで

私は自分で国民年金の加入手続や被保険者資格喪失手続を行った記憶は無いが、私の母が申立期間の国民健康保険や国民年金の加入手続をしてきたような記憶がある。母は昔堅気のしっかりした女性だったので加入しなければならないものや払わなければならないものはきちんとやっていたはずである。私は、昭和の頃に 10 万円を郵便局で納付しお釣りをもらった記憶もある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、その母が国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母は既に他界しており、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、保険料納付に関しても明確に記憶していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 2 年 1 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③は、申立人が昭和 63 年 3 月 1 日に厚生

年金保険の被保険者資格喪失後に国民年金への切替手続を行ったことにより、厚生年金保険の記録が平成2年1月11日に国民年金の記録に統合された結果生じた未納期間であり、申立期間当時は国民年金の無資格期間であったと考えられることから、制度上保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月から同年 8 月まで
国民年金について、親から保険料を納付するように言われていたので、働いて得た収入の蓄えの中から、保険料を納付していた。金銭的に苦しい時も納付していた。12 年前の領収書は残していないが、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付場所や納付方法及び納付金額についての記憶が明確でなく、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理は、昭和 59 年以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収書の光学式文字読取機（OCR）による入力など、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月9日から37年7月16日まで
② 昭和37年7月16日から39年3月20日まで
③ 昭和39年3月20日から同年10月6日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間①、②及び③は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年4月6日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後の昭和39年から44年までに被保険者資格を喪失した女性のうち喪失時に脱退手当金受給資格のある者は申立人を含めて16人であり、そのうち脱退手当金を受給した記録のある8人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定され、当該原票に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があり、会社から脱退手当金の説明を受けた記憶のある者は複数人いることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 16 日から 49 年 4 月 21 日まで
厚生年金保険の記録では、私が株式会社Aで勤務していた申立期間については脱退手当金を受給したことになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書に添付された「厚生年金保険脱退手当金の請求について（回答）」には、「2. 脱退手当金を請求します。」に○がされ、申立人の署名押印及び申立人の当時の住所が記載されている。

また、脱退手当金計算書に記載されている支給額はオンライン記録と一致している上、前述の請求書類も含め全てに「B 社会保険事務所、昭和 49 年 6 月 21 日支払済」の印が確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る被保険者資格喪失日から2か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 4 月から 6 年 4 月まで
② 平成 11 年 9 月から 14 年 9 月まで
③ 平成 17 年 5 月から同年 12 月まで

申立期間①の有限会社A（B市）は、Cの販売業の会社、申立期間②の株式会社D（E区）は金融業の会社、申立期間③の株式会社F（G市）はHの販売業の会社であり、それぞれ申立期間に勤務していたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の記録が無いことが分かった。特に②、③の企業では、保険料控除はされていたと思う。記録が無いということは、企業側と年金事務所側に責任がある。調査し、誠意ある対応をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、父親が社長の会社である当該事業所に勤務していたと申し立てているが、同社は、事業所所在地の管轄社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、事業主へ文書照会するも、回答を得られないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態等について確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、当時の事業主は、「同社は金融業であったが、社員も少なく、厚生年金保険の適用事業所になっておらず、保険料も納付していない。」と回答するとともに、申立人の在籍についても 10 年

以上前のことであり、不明としている。

また、社会保険事務所の記録から当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②で名前を記憶している同僚がいないことから、勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、当該事業所から提出された賃金台帳、年次有給休暇（特別休暇、欠勤、遅刻・早退）1人別台帳及びタイムカード（平成17年9、10、11月分）から、申立人が平成17年6月21日から同年11月20日までの期間について勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社の事業主は、申立人の見習期間中の状況について、年金未加入理由書を提出し、申立期間について「申立てどおりの届出を行っていない。また、保険料も納付していない。」と回答するとともに、「勤務形態はパート社員であり、保険料控除もしていない。」としている。

なお、申立期間当時の同僚11人に照会したところ4人から回答があったものの、いずれも申立人のことは不明としている。

また、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人の全ての申立期間に雇用保険の被保険者記録は無く、また、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 6 月 30 日まで
厚生年金保険の記録では、A 株式会社に勤務していた平成 8 年 10 月からの標準報酬月額は、同年 5 月、6 月及び 7 月の報酬月額から算定した 24 万円であるが、同年 6 月及び 7 月は欠勤により支払基礎日数が 20 日未満であるため、同年 5 月の報酬月額から算定した 26 万円が正しい標準報酬月額であるので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 株式会社が提出した給与明細一覧表から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する 24 万円であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで
② 昭和 36 年 8 月頃から 37 年 7 月 21 日まで

有限会社Aに、昭和 33 年 4 月 1 日から勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録によれば、34 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入していることになっている。

また、B株式会社に昭和 36 年 8 月頃から勤務していたのに、社会保険庁の記録によれば、37 年 7 月 21 日から厚生年金保険に加入していることになっている。

両事業所には、社会保険庁の記録よりも前から勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、有限会社Aに昭和 33 年 4 月 1 日から勤務していたとしているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿、適用事業所名簿及びオンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは 34 年 2 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は他界しており、申立人と同様に同社で昭和 34 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している同僚によると、申立期間①当時は、同社は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供

述を得られないなど、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B株式会社に昭和 36 年 8 月頃から勤務していたとしているところ、元事業主は、「申立期間当時の社会保険の書類等は保管していない。また、中途採用であっても見習期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」としている。

また、複数の同僚によると、申立人が同社に勤務していた記憶はあるが、いつから勤務していたかは分からないとしている上、申立人も自分自身の入社日について不明としている。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られないなど、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 6 日から同年 10 月 26 日まで
平成 4 年 9 月に A 事務所に入社し、5 年 1 月から厚生年金保険に加入したが、標準報酬月額が給料支払明細書の給料額より低いものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 事務所の給与支払明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料控除額は、申立人が主張する標準報酬月額 19 万円に見合う額であることが確認できる。

しかしながら、申立人の勤務先の A 事務所は適用事業所でないところ、オンライン記録から、申立人は申立期間について、当該事業所が顧問となっていた適用事業所の株式会社 B において、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これについて、A 事務所の事業主は、「申立人に顧問先の株式会社 B の厚生年金保険に加入することを了解してもらって加入した。」と証言している上、株式会社 B の当時の社会保険事務担当者は、「A 事務所が社会保険に加入しておらず、申立人が健康保険証を必要とするとのことで、厚生年金保険に加入させたと思う。申立人は、株式会社 B には勤務していなかった。」と証言しており、申立人は、事業主から「A 事務所は個人事業所であるため健康保険・厚生年金保険に加入できないので、顧問先の株式会社 B にあなたを厚生年金保険等に加入させるように依頼して健康保険証を渡す。」という話があったかもしれないが、会社名が株式会社 B だったかどうか覚えていないとしていることから、申立人は、株式会社 B との間使用関係は無く、同事業所において被保険者とならない者であったと認め

られる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 21 日から 41 年 1 月 4 日まで
② 昭和 41 年 2 月 8 日から 43 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 10 月 31 日から 51 年 11 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた申立期間①及び②、C株式会社に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①、②及び③において勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、複数の同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していたことはいかがえる。

一方、申立人は、申立期間①及び②は、申立人は営業であったとしているところ、申立期間当時のD本社企画課長は、「当時、営業は厚生年金保険に入らないのが当たり前であり、最初は加入していても、仕事上や管理上のミスで厚生年金保険を外されることもあったように記憶している。」と供述している。

また、B株式会社は、申立期間の厚生年金保険適用関係資料が無いことから、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている上、同僚からも、申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

2 申立期間③については、C株式会社の元事業主の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、C株式会社が昭和49年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるとともに、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人を含む同僚6人は全員同年10月31日に資格を喪失しており、元事業主も同年11月30日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 さらに、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 11 日から 63 年 8 月 10 日まで
昭和 60 年 12 月 11 日から A 市の B 株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の元事業主は、「同社は既に解散しているため、当時の資料や書類等はないが、昭和 61 年に申立人を半年間だけアルバイトとして雇用した。」と供述しているところ、申立人に係る同社における雇用保険の記録は、取得日が 61 年 3 月 1 日、離職日が同年 11 月 30 日であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 62 年 11 月 11 日であり、元事業主は、「それ以前は、自分を含め従業員各自が国民健康保険及び国民年金に加入していた。」としている上、同社に係るオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず、元事業主が、申立人と同時期にアルバイトとして雇用していたとする二人の同僚についても記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間において申立人は国民年金被保険者となっており、当該期間に係る国民年金保険料は漏れなく納付されている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から36年4月15日まで
② 昭和36年10月2日から38年10月1日まで

私は、A株式会社に勤務していた期間の脱退手当金は受給しているが、B施設とC株式会社に勤務していた期間の脱退手当金については受給していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和39年3月3日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金については、申立期間及び昭和43年11月8日の2回にわたり支給された記録となっているが、当該脱退手当金はそれぞれ異なる厚生年金被保険者記号番号に基づき支給されていることが確認できることから、申立期間の脱退手当金がB施設及びC株式会社に係る被保険者記号番号に基づき支給されたことにより、A株式会社においては新たな被保険者記号番号が払い出されたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 16 日から 37 年 9 月 1 日まで
私は、65 歳になって年金をもらうことになり、その時に初めてA株式会社（現在は、株式会社B）の期間について脱退手当金を受給している記録になっていることを知った。私は、脱退手当金を受給していないと思うので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 50 年 12 月 20 日に国民年金に加入し、国民年金保険料を同年同月 22 日に特例納付しているが、その際の納付期間が申立期間と重複する 36 年 4 月から 38 年 1 月までであることを踏まえると、特例納付を行った時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 12 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 7 年 5 月 9 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 52 年 7 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで、A 市にある B 株式会社継続して勤務していた。

また、申立期間②については、夫が事業主であり、個人事業所であった C が平成元年 3 月 * 日に有限会社 D と改称し、法人化するとともに役員に就任した。同年 5 月 1 日から厚生年金保険の資格を取得し、11 年 6 月 26 日に資格を喪失するまで継続して勤務していた。いずれの申立期間についても、厚生年金保険の記録では、被保険者としての記録が無いとの回答を受けた。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 株式会社の同僚の供述から申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、申立期間①に被保険者記録が確認できる同僚は 10 人いるところ、全員が申立人と同じ昭和 52 年 7 月 31 日に厚生年金保険の資格を喪失しており、このことについて、当時社会保険事務を担当していた同僚は「昭和 52 年 7 月に会社が倒産し、同年同月 31 日に自分も含め社員全員が社会保険の資格を喪失した。その後、会社が再開し、同年 11 月に再度社会保険に加入した。その間は勤務していたが、給料から社会保険料は控除されていなかったし、会社も保険料を納付していなかった。」と供述している上、複数の同僚も「会社が倒産した。」と供述している。

また、B株式会社は平成3年6月30日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は他界しており、申立期間①当時の社会保険の適用状況及び保険料控除の事実確認ができない。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書や賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、E市から提出された国民年金被保険者名簿において、当該期間は、保険料納付済期間として記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間②に有限会社Dに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険を担当していた役員である申立人は、「厚生年金保険料を事業主から給与控除されたことは無かった。」と供述している上、そのことについて事業主は「給与から保険料の控除を行っていなかった。社会保険の加入については、本人の希望で加入できた。」と供述している。

また、事業主は「賃金台帳等及び社会保険に関連する資料は、残っていないので、届出及び納付については不明である。」と供述しているところ、申立人が提出した事業所の取引金融機関が発行した当座勘定照合表において、申立期間②の月別社会保険料口座振替額が確認できるが、申立期間②に資格記録が確認できる被保険者全員の保険料額(個人及び会社負担の合計)と児童手当拠出金の月別合計額は、口座振替額と一致しており、申立人の保険料が含まれていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立期間②について、申立人は、事業主の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書や賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、E市から提出された国民年金被保険者名簿において、当該期間は、定額保険料納付済期間として記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から5年6月26日まで
② 平成5年6月26日から6年10月まで

株式会社Aにおける平成4年4月から5年5月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、国の記録では、それまで53万円だったものが9万8,000円に引き下げられているが、当該期間の月給は53万円だったと記憶している。また、平成5年6月26日で被保険者資格を喪失していることになっているが、6年10月までの期間に資格喪失はしていない。標準報酬月額と被保険者期間の記録がおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、それまで53万円だったものが平成4年4月の随時改定（処理日；同年9月1日）から、9万8,000円に引き下げられていることが確認できるものの、社会保険事務所（当時）による申立人に係る標準報酬月額の訂正・取消し及び遡及した減額訂正等の不適正な事務処理は見当たらない上、申立人は、株式会社Aの代表取締役であることが確認できる。

また、株式会社Aの元取締役経理部長は、「当時、経営状態は良いとは言えず、社会保険料の滞納があった。」と回答しており、同社に参与していた社会保険労務士も、「当時、事業所には社会保険料の滞納があ

って、経理担当取締役部長が社会保険事務所から度々呼び出しを受けていた。」と供述している上、「社長なので当然社会保険関係の権限は持っていたはずであり、権限が全く無いとは言えない。」と供述している。

さらに、同社の取締役及び従業員の申立期間に係る標準報酬月額の記事を確認したところ、標準報酬月額が大幅に減額されているのは同社取締役及び取締役の親族のみで、一般従業員の標準報酬月額の減額は行われていないことが確認できる上、従業員の一人が、「時期はハッキリしないが、申立期間当時、チーフ等の役職の上の方々が給料を1割ほどカットされた時期があった。」と供述している。

加えて、前述の社会保険労務士は、「当時は、経理担当取締役部長から賃金台帳の提供を受けて賃金額を確認し、標準報酬月額の届出を提出していた。低い標準報酬月額を届出していたのであれば、会社は低い額の標準報酬月額に基づく保険料を控除していたはずである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 2 申立期間②について、法人登記簿謄本によると、申立人は、平成7年10月*日まで株式会社Aの代表取締役であることが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年6月26日）後の、同年10月27日付けで、申立人の同年10月算定による標準報酬月額9万8,000円の記録が取り消され、事業所が遡及して適用事業所ではなくなるとともに、申立人及び同社従業員全員が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、従業員の一人が保管していた株式会社Aに係る健康保

険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該従業員が同社において、平成5年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出に事業主印が押されて、同年10月26日付けで社会保険事務所に受理されていることが確認できる。

また、上記の資格喪失確認通知書を保管していた従業員は、「申立人は、社会保険関係の権限があり、責任者であった。」と供述しており、前述の社会保険労務士も、上述のとおり、「社長なので当然権限は持っていたはずであり、権限が全く無いとは言えない。」と供述している。

さらに、他の従業員の一人は、「事業所の社会保険の脱退について、会社から説明があった。取締役経理部長から保険や年金を個々に手続き直してくれと言われた数か月前から、既に脱退していたことを記憶している。その時、歯科の治療をしていたので、すぐに国民健康保険に変更しに行った。」と回答しており、その資料として国民年金への変更手続きに行った時に、窓口で日付（平成5年10月27日）を押印された年金手帳を提出している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、記録訂正の原因となった会社の被保険者資格喪失の届出行為がありながら、当該届出行為に係る訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間②における、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から56年5月まで

日本年金機構から送られてきた、ねんきん定期便の標準報酬月額と標準賞与額の月別状況を見ると、株式会社AにB職として勤務していた期間のうち、申立期間があまりにも小額なので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額について相違を申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年10月1日から51年8月1日までの期間及び53年10月1日から55年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額が、上限（最高等級）で記録されていることから、同期間について、標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

また、上記を除く期間については、申立期間当時に株式会社Aで勤務していた複数の元同僚は、「当該事業所での給与の記録は事実と相違していない。」と供述している上、現在も取締役として当該事業所に勤務している元同僚Aは、「当時は景気が良くて、私もあなたの記録も間違っていない。」と申立人に告げているとしている。

さらに、株式会社Aの現在の担当者は、「申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の等級について、当時の等級額は不明だが、標準報酬月額が上限だったことを認識して給与の支払をしていた。」としている。

加えて、申立人の申立期間を含んだ期間の同僚10人の標準報酬月額の

推移をみると、全員が最低1回は算定時又は月変時に標準報酬月額の高
等級に該当しており、申立人においては、算定時に4回、月変時に1回該
当していることが確認でき、事業主が申立人のみ標準報酬月額を低額に届
け出たとは考え難い。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、標準報酬月
額の取消し及び遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控
除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ
り給与から控除されていたことを認めることはできない。